



管理・監督者に必要な諸労働法のポイント・セミナー

～ 実体経済危機の中で無用なトラブルを未然に防ぐために～

就業形態の多様化の進展、インターネットを通じての労働条件に関わる情報共有の進展などを背景に、個別労働関係紛争が増加しています。今年は労働ビッグバンの流れの中で、3月1日には、「労働契約法」の施行、4月1日からは「改正・パート労働法」が施行されました。また、春には「名ばかり管理職」問題が大きく取り上げられ、派遣法の問題では製造業の「2009年問題」が注目されています。

経済環境は、サブプライム問題に端を発したリーマン・ブラザーズの経営破たん、さらには世界の金融システムの動揺と、実体経済の縮小がおこるのではないかと懸念が強まっています。

そういった中、企業運営の合理化・効率化は、必然のこととなってきます。今後、無用のトラブルを避けるためには、諸労働法に則った労務管理が必要となります。企業運営からは与件となりますが労働法制の基本的な点を整理・伝達すべくポイントセミナーを企画いたしましたので、ご活用下さい。

【開催要項】

日 時 平成20年12月9日(火)
14時00分～17時00分

会 場 かながわ労働プラザ 第3会議室
横浜市中区寿町1-4 最寄駅: JR石川町駅
(受付票に地図を添付いたします)

定 員 40名

講 師 (株)オフィスF21 代表取締役 古瀬 博義
(中小企業診断士)

定 員 40名(先着順、定員になり次第〆切)

対 象 経営者、総務・人事担当者等

受講料 会員 5,250円、一般 7,350円
テキスト代、消費税等含む

振込先 横浜銀行 県庁支店 普通 1092436
「横浜商工会議所 本所(ほんしょ)」

【カリキュラム】

- | | | |
|-------------|---------|-----------------------------------|
| 1. 労働契約法 | 労働契約法とは | 均衡の考慮
労働条件と就業規則 |
| | 労働契約の変更 | 不利益変更を行わざるを得ない場合には
評価による減給(降給) |
| | 権利濫用の禁止 | 配置転換、出向、転籍
懲戒、解雇時の配慮点 |
| | 安全配慮 | うつ病対策
過重労働による健康障害防止 |
| 2. 労務構成 | | 正社員・パート混在職場に必要な職務職責基準 |
| 3. 改正パート労働法 | | 書面交付義務
均衡待遇
正社員への転換 |
| 4. 派遣法 | | 製造業の2009年問題 |
| 5. 労働基準法 | | 時間外労働管理
管理監督者の範囲 |

【講師紹介】(株)オフィスF21 代表取締役 古瀬 博義 氏

2002年より賃金総研に参加し、人事・賃金制度の改善を中心に幅広い業種で多数のコンサルティングを手掛ける。前職時代の経営管理部門、労働組合の経験をベースに現場の活力増進に力量を発揮。「ビジョン志向型人事賃金制度」構築サービスの提供を目指し(株)オフィスF21を創設。広島大学理学部卒業。大手建設会社勤務30年。

申込方法

右記の申込書にご記入の上、切り取らずにFAXでお申し込み下さい。当所で受付した後に返信する「受付確認票」に振込先や支払期日等を記載しておりますので、そちらに基づいて受講料をお振り込みください。(振込手数料はご負担願います)

問い合わせ先

横浜商工会議所 中小企業相談部(望月)

TEL 045-671-7454

FAX 045-671-7496

お申込みから一週間以上経過しても受付確認票が届かない場合は、送受信の行き違いの可能性がありますので、会議所へご確認下さい。また、ご記入頂いた情報は、セミナー管理に関する連絡、通知及び商工会議所からの各種情報提供のために利用します。

企業名		
(従業員数 約 名)		
所在地		
TEL	FAX	
参加者名	性別	所属部署・役職等